

**委員会報告**  
**COMMITTEE**  
**REPORT**

## 【委員会報告】

# コンクリート工学の分野における用語・用字の表し方に関する検討（報告）

A STUDY ON JAPANESE EXPRESSION OF TECHNICAL TERMS IN THE FIELD OF CONCRETE ENGINEERING (REPORT)

コンクリート委員会・規準関連小委員会

*Subcommittee for Concrete Standard, Concrete Committee*

## 1. まえがき

日本語で書かれたコンクリート関係の基準類や書籍を通覧すると、同音同義の用語であっても、特に複合語の表記に統一を欠くものが数多く見受けられる。例えば、「ねりませ」は、文部省学術用語集には「練混ぜ」と記載されているが、土木学会コンクリート標準示方書（以後、示方書と略記）をはじめとする土木系図書では「練りませ」と書かれ、JASS 5などの建築系図書においては「練り混ぜ」と記されている。一方、コンクリート関連の JISにおいては、全般的には「練り混ぜ」が使われているが、JIS A 5308の附属書9の標題などのように、「練混ぜ」と記されている箇所もある。このように、「ねりませ」だけを取り上げても、我国では、「練りませ」、「練り混ぜ」および「練混ぜ」の3種類が、それぞれ“公式な表現”として使用されている。また、同じ図書の中でも、例えば「ねりあがり」が「練り上がり」、「練上がり」、「練上り」、等と混在した形で表現されているものも多い。

同音同義の複合語における上記のような表現の不統一は、コンクリート工学の内容そのものの根幹に関わる本質的な問題ではない。しかし、学際化や国際化が進んでいる現状を考えると、学術情報の円滑な流通のために表現の統一が望ましいことは明らかである。そして、この種の用語の表現の不統一の問題は、「漢字の使用基準」と「複合語における送り仮名の付け方」に関する共通の認識さえ確立されれば、自ずから解決される性格のものと言える。

一方、コンクリート用語として使用されている外来語の場合には、「ミキサ」と「ミキサー」の例のように、長音記号（ー）の有無に関する不統一の問題がある。この問題の場合にも、長音記号の付け方に関する何らかの約束を定めることにより、比較的容易に解決できると考えられる。

外来語の場合には、むしろ用語の音（おん）そのもの

に大きな問題があると言えよう。大学等の教育現場で、「ワーカビリティー、レディーミクストコンクリート、ブリーディング、……は、それぞれ、ワーカビリティー（workability）、レディーミクストコンクリート（ready-mixed concrete）、ブリーディング（bleeding）、……のことです」と説明するのは極めて不自然であり、受講する学生も大変である。また、他の分野では、「コミュニティー」、「ディーゼルエンジン」、「ディスク」などを「コミュニティー」、「デーゼルエンジン」、「ジスク」などとは表現していないのであって、従来のコンクリート分野の外来語表現は、コンクリート工学の後進性を印象づけ、コンクリートのイメージダウンの一因にもなっているように思われる。

そこで、規準関連小委員会では、用語検討 WG を組織して、コンクリートの分野で使用する漢字の使用基準、複合語における送り仮名の付け方および外来語の表現方法について検討を行い、これらの項目に対する基本原則（案）を作成した。本報告は、この基本原則（案）を紹介し、それらに簡単な解説を加えたものである。

なお、この報告に示す基本原則（案）は、土木学会コンクリート常任委員会で承認されると同時に、日本建築学会材料施工委員会の賛同も得て、平成5年に改訂発刊される JIS A 0203（コンクリート用語）の原案に取り入れられている。また、土木学会および日本建築学会が今後発刊するコンクリート関係の書物にも順次取り入れられていく予定である。

（文責：規準関連小委員会委員長 山本泰彦）

## 2. 用字および用語の表わし方に関する基本原則（案）

### 2.1 漢字の使用基準

(1) 常用漢字に指定されているものは、これを使用する。

(2) 常用漢字に指定されていない場合は、ひらがな表記とする。

例：ひびわれ	→ ひび割れ
型わく	→ 型枠
JA ロート	→ JA 漏斗
ふし	→ 節
攪拌	→ かくはん

[解説] 常用漢字は、一般社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものとして、「常用漢字表（昭和 56 年 10 月 1 日内閣告示第 1 号）」に 1945 字示されている。それらは、法令、JIS、公用文書、新聞、雑誌、放送などにおける記述の基本となっているので、コンクリートの分野でも同じ対応をとることにした。

梁、脆、靱、などは常用漢字表に無いので、これらの字を使用しなければならない用語は、「はり」、「ぜい性」、「じん性」などと表示する。ただし、常用漢字表のために、便宜的に、音が同じで、意味が似た漢字で置き換えることが公的に認められているものもある。この例として、次のものがある。

沈澱	→ 沈殿
腐蝕	→ 腐食
熔接	→ 溶接

また、現在は、「とし（年）」の意味を有する「歳」が常用漢字となっており、学校の教科書においても「年令」が「年齢」に変更されている。したがって、前記の原則に従えば、「材令」は「材齡」に変更されることになる。

なお、常用漢字表の中には「堰」の字もあるので、定められた原則に従えば、型枠の「せき板」は「堰板」となる。しかし、「堰板」は馴染みの薄い表現であること、表現の変更により無用な混乱を起こす可能性（例：山留め柵に用いる「堰板」と混同）もあること、等に配慮して、土木・建築両学会ともに、当面は、「せき板」の表現を継続使用することにした。

## 2.2 複合語の送り仮名の付け方

### A. 活用がある語（複合語が動詞の場合）：

複合語を構成するそれぞれの語の送り仮名の付け方に よって表記する。

例：組立てる	→ 組み立てる
練りませる	→ 練り混ぜる
打継ぐ	→ 打ち継ぐ
練直す	→ 練り直す
抜取る	→ 抜き取る
締付ける	→ 締め付ける
	重ね合わせる

### B. 活用がない語（複合語が名詞の場合）：

(1) 読み間違える恐れのない限り、送り仮名の一部を省略する。

例：受け入れ	→ 受入れ
練り混ぜ	→ 練混ぜ

練り直し	→ 練直し
締め固め	→ 締固め
取り扱い	→ 取扱い
抜き取り	→ 抜取り
重ね合わせ	→ 重ね合せ
打ち継ぎ	→ 打継ぎ
折り曲げ	→ 折曲げ
試練り	→ 試し練り（「しねり」と誤読の恐れ）

(2) 送り仮名を付けない慣用が固定しているものは、慣用に従う。

例：場合、日付、割合、引張試験、抜取検査、継目組立工程、組立、釣合

(3) 純粹な名詞（動詞が名詞化したものでない語）の前にかかる複合語を形成する語の送り仮名は、慣用が固定している場合を除き、省略しない。

例：折曲鉄筋 → 折曲げ鉄筋（類似：曲げ強度）

重合せ長さ	→ 重ね合せ長さ（建築：重ね長さ）
	重ね継手
	練混ぜ水

打継ぎ目 → 打継目（継目が慣用）

[解説] 複合語の送り仮名の付け方についても、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合に用いられている標準的な方法が望ましいとの立場をとり、法令、JIS、公用文書、新聞、雑誌、放送などにおける記述の基本とされている「法令における漢字使用等について（昭和 56 年 10 月 1 日内閣法制局総発第 141 号）」の原則に従い、上記のように定めた。

活用のない複合語に対しては、例えば「受け入れ」と「受入れ」の双方が一般社会で使用されているが、B.(1) のように、読み間違えられる恐れのない限り、送り仮名の一部を省略することにした。なお、「文部省公用文送り仮名用例集」では、B.(2) に例として挙げた「組立」と「釣合」は、それぞれ、「組立て」と「釣合い」と送り仮名を送ることも可とされている。

## 2.3 外来語の表記

(1) コンクリートの分野における外来語は、なるべく原音に近い表記とする。

例：

レデーミクストコンクリート	→ レディーミクスト コンクリート
ワーカビリティー	→ ワーカビリティ
フィニッシャビリティー	→ フィニッシャビリ ティー
ブリージング	→ ブリーディング
レラクセーション	→ リラクセーション コーティング

(2) 一般の社会生活において日常的に使われている外来語は、慣用の音で表記する。

例：タイヤ，ベニヤ板，ワイヤ，ボルト，ポンプ，ラジオ，サンドイッチ構造，ペランダ，ビニールテープ，等

(3) コンクリート以外の分野の外来語は、当該用語の専門分野で用いる表記とする。

例：ミキサー → ミキサ（機械）

ビーカ → ビーカー（化学）

(4) -er, -or, -arなどで終わり、かつ、3音以上の音から成る機械分野の名詞の場合は、長音符号（ー）を省略する。ただし、はねる音、つまる音および語の中間に位置する長音は、それぞれ1音と認め、拗音（例えば、フィのイ）は1音と認めない。

例： カー（1音）

カバー（2音）

ミキサー → ミキサ（3音）

スペーサー → スペーサ（4音）

アジテーター → アジテータ（5音）

ダンパー → ダンパ（3音）

ニッパー → ニッパ（3音）

テーパー → テーパ（3音）

シャワー（2音）

【解説】 コンクリートの分野における従来の外来語の表記は、「“ティ”は“チ”と表記する」などとした「第20回国語審議会総会術語表記合同部会報告（昭和29年3月15日）」の原則に従っていたため、原音とかなり相

違するものとなっていた。しかし、平成3年6月に文化庁から出された「外来語の表記（内閣告示・内閣訓令）」は、むしろ外来語の原音に近い表記を積極的に推奨する内容のものとなっている。そこで、コンクリートの分野の外来語も出来るだけ原音に近い表記を採用することにした。

コンクリートの分野で使う他分野の外来語は、機械、道具、部品、材料などの名称であることが多く、それらの規格、性能、品質、等は、それぞれの分野のJISに規定されている。他分野の外来語を当該用語の専門分野で用いる表現で表すよう定めたのは、JISの標題に示される機器等の名称と、記述する機器等の名称が一致するのが望ましいとの配慮による。

外来語を表示する場合の長音符号（ー）の付け方は、分野によっても異なっているが、機械の分野では、上記(4)の原則に従っている。ただし、化学の分野では、長音符号を省略しない形で表記している。

#### 規準関連小委員会・用語検討WG

梅原秀哲（主査）、天野正喜、大即信明、河井 勲、  
河野広隆、山本泰彦

(1993.2.19受付)